観念とが存在する以上無産婦人に対する特別の教育を組織することは無産階級的意識の[illegible]努力は当然に必要である。本同盟は婦人研究会、労働婦人学校、無産婦人に対する[illegible]宣伝務を尽さんとするものである。

乙　方法

(1) 本同盟は以上の如き方針目標をもって無産階級の独立教育を促進するために次の如き方法をとる。

(イ) 支部に於ける研究会、読書会、討論会等　本同盟は無産階級教育の協同団体であると同時に不断に大衆に接触して無産階級の日常闘争を源泉として大衆自身の中より教育者を造り出す機関でなければならぬ。そのためには各支部は最低の茶話会より最高の特別研究会に至るまで能ふ限り組織的な相互教育機関を設ける必要がある。

(ロ) 労働講座、講習会、講師団等の設置及び管理　各地方支部乃至地方会員は原則としてその地方に於ける労働者農民講座を設立し広く現下大衆の教育に当らねばならぬ。既にかかる講座の存在するところでは支部又は会員は極力それに助力することに努力すべきである。特別の機会を持つものは少くとも常設の講習会、短期講習会又は巡回講習会を設けることができる。支部管理の下に講師団を置くことも必要である。斯の如く教育機関をもって実際に教育の仕事を行ふことは本同盟の最も重要なる任務である。

(ハ) 労農組合其他無産者団体の教育事業に対する援助　これは出来得る限り会員の努力すべき重要な任務の一つである。組合其の研究会に対して教程、教材を供給し又は講師団より講師を派遣することは組合運動に対する大なる援助である。然しながら組合内の教育者がまだ本同盟に加入せざる場合は先づ実際の行動と慎重な用意とをもってその組合の信任を得それと親密関係を結ぶことが必要である。

(ニ) 教程、教材、教科書等の作製　我々はまだ無産者教育には組織的な教程、教材、教科書等を欠いてゐる。本同盟は一般的及び特殊的項目に対する教程等を作製し凡ゆる研究会等に絶えずそれを供給することを主要な事業の一つとしなければならぬ。

(ホ) 労働者農民文庫の設置　各支部又は地方労働者農民のために公開する文庫を設置する。

(ヘ) 無産者教育の調査　ブルヂョアの無産者教育（公民教育、成人教育等）を調査しその欺瞞を指摘し且つ内外諸無産者団体の教育を調査研究する。

以上。

大正十五年五月

大衆教育同盟